

## 福岡市男女共同参画推進センターに係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市男女共同参画推進センターに係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の目的)

第2条 委員会では、次の事項について、委員から参考となる意見を収集する。

- (1) 指定管理者の募集要項に関する事。
- (2) 指定管理者の選定基準に関する事。
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関する事。
- (4) 管理運営業務等に係る評価基準に関する事。
- (5) 管理運営業務等に係る評価に関する事。
- (6) その他市民局長（以下「局長」という。）が委嘱する事項

### (委員)

第3条 委員の人数は、5名以下とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから局長が選任する。

- ア 専門的な知識又は経験を有する者
- イ 施設の利用者
- ウ その他局長が必要と認める者

3 利害関係人と判断された委員は、委員会に出席することができない、ただし、特別な事情が認められる場合は、この限りではない。

4 委員は、意見を述べるために、次の事項について確認する。

- (1) 指定管理者の候補者からの提案内容に関する事。
- (2) 指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関する事。
- (3) その他局長が委嘱する事項

### (委員長等)

第4条 委員は、互選により委員長及び副委員長を選出する。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員会の開催)

第5条 委員会は、局長が開催する。

2 委員会を開催するときは、あらかじめ委員会の名称、日時、開催の目的、公開・非公開の別、その他必要な事項を公表するものとする。

### (委員会の公開、非公開)

第6条 委員会の公開・非公開については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号、第4号及び第3条第4項第2号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。
- (2) 第2条第2号及び第6号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。ただし、公開することにより、当該委員会の適正な議事進行に支障が生じると認められるときは、この限りでない。
- (3) 第2条第3号、第5号及び第3条第4項第1号に関する委員会については、非公開とする。

- 2 第2条第2号及び第6号に規定する事項に関する委員会について、非公開とする場合は、委員会の冒頭において決定するものとする。この場合において、委員会を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 公開による委員会は、局長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合においては、傍聴者に対し、委員会の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。
- 4 委員会に係る傍聴の手続等については、局長が定める。
- 5 委員会の公正性、透明性を確保するため、議事録を作成しなければならない。
- 6 委員会資料及び議事録等は公表するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員会を非公開で行う場合は、委員及びその他委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(任期)

第8条 委員の任期は5年とする。

(委任)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年 4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する